

北海道行政書士会日高支部規定

- 第一条 当支部は北海道行政書士会（以下「本会」という。）会則第四十三条の規定によりこれを設け、名称は北海道行政書士会日高支部とし、事務所を支部長宅に置く。
- 第二条 当支部の区域は日高支庁管内一町とする。
- 第三条 当支部は支部員相互の緊密な結合によつて行政書士の品位を保持し、その業務の改善、進歩及び本会との連絡調整を旨することを目的とする。
- 第四条 当支部に、次に掲げる各部を設ける。
- 一、庶務部 総務、管理関係の担当
 - 二、業務部 企畫関係の担当
- 第五条 当支部に次の役員を置き、任期を就任後の第二回の定時総会の終結に至るまでとする。
- 但し再選されることができる。

支部長	一名
副支部長	一名
部長	二名
監事	二名

- 第六条 支部長は支部を代表し、支部の事務を行う。
- ① 副支部長は支部長を補佐して支部の事務を分掌する。
 - ② 部長はその部を統括する。
 - ③ 監事は支部の資産及び会計の状況を監査する。
- 第七条 役員は支部員の中から総会で選任する。
- 第八条 本会の代議員の選任は、役員会が決する。
- 第九条 役員会は支部長が招集する。
- ① 支部の業務の執行は役員会の決するところによる。
 - ② 役員会の議長は支部長がこれに当る。
 - ③ 役員会の議事については議事録を作成し、議長並びに出席した役員の一人在署名、押印しなければならぬ。

第十條 総会は、定時総会と臨時総会の二種とする。

定時総会は毎年二月に、臨時総会は必要ある場合に随時支部長が招集する。

第十一條 総会においては次に掲げる事項を議決する。

- 一、予算及び決算に関する事項。
- 二、支部規定に関する事項。
- 三、役員の選挙に関する事項。
- 四、その他重要な事項。

第十二條 総会の議長は総会で選任する。

第十三條 総会の議事については議事録を作成し、議長並びに出席した役員又は支部員の二人が署名、押印しなければならぬ。

第十四條 当支部の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月末日までとする。

第十五條 当支部の経費は支部会費、支部入会金、本会よりの交付金その他によつてこれを充つものとし、会費及び入会金に関

する規定は別表第一号の定めるところによる。

但し総会において必要と認めたるときは一定の支部費を納付するものとする。

第十六條 支部は総会の議決によつて顧問を置くことができる。

第十七條 この規定に別段の定めがある場合のほかは、本会の会則を準用する。

第十八條 この支部規定は昭和三十五年十月一日から施行する。

別表第一号

会費及び入会金に関する規定

- 一、入会金は、金五百円とする。
- 二、会費は、一ヶ月につき金一〇〇円とし、毎月末日までに、翌月分を納付しなければならぬ。
- 三、月の途中で、入会又は退会する場合は、その月の会費の計算は、一ヶ月分とする。

以上